

香美市まちづくり委員会の設置について



令和元年8月

企画財政課

1. まちづくり委員会設置の経緯

本市は「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」を基本理念とした第1次香美市振興計画を平成18年度に策定し、平成29年度には新たに、将来都市像を「美しく豊かな自然に育まれ、共に支えあう 進化する自然共生文化都市・香美市」と定めた第2次香美市振興計画の策定を行い、さまざまな事業によりまちづくりを進めています。

この将来都市像の実現に向け、地域間の相互理解の促進や市民の多様な意向をまちづくりに反映する機会の増大を図り、市民と行政の協働のまちづくりを推進していくために、市民参加型の「まちづくり委員会」を設置しています。

2. まちづくり委員会のこれまでの経過

①第1期まちづくり委員会（平成27年3月～平成29年2月）

＜委員会の目的と役割＞

- (1) 香美市振興計画の策定と検証
- (2) 地域審議会の発展的解散による受け皿
- (3) まちづくりの推進に関する事項その他市長が必要と認める事項についての調査・審議
- (4) まちづくりの推進に関する施策及び必要な事項について、市長への意見提言

＜会議の推移と成果等＞

- 振興計画策定に向けて、テーマ別に部会に分かれてワークショップを行い、「第2次香美市振興計画に関する提言書」を市長に提出しました。
- 振興計画策定に関する協議や、提言に対する市の取り組みや方向性について協議を行いました。

②第2期まちづくり委員会（平成29年6月～平成31年3月）

＜委員会の目的と役割＞

- (1) 香美市振興計画の策定と検証
- (2) まちづくりの推進に関する事項その他市長が必要と認める事項についての調査・審議
- (3) まちづくりの推進に関する施策及び必要な事項について、市長への意見提言

＜会議の推移と成果等＞

- 人口減少問題についてテーマ別に小委員会に分かれて協議を行い、「人口減少問題に関する提言書」を市長に提出し、意見交換を行いました。
- 市民と行政が協働で行うまちづくりの推進のため、香美市協働のまちづくり条例と施行規則の策定について協議を行いました。（→今年6月に制定）

3. 第3期まちづくり委員会の役割

市民のまちづくりへの参画を促し、協働のまちづくりを推進すること。
(香美市協働のまちづくり条例施行規則第4条(1))

4. 第3期まちづくり委員会の取り組み(予定)

○第1期・第2期まちづくり委員会で行った提言の検証
○協働のまちづくりに関すること

【例】

- ・自治会組織のあり方について
- ・高知工科大学と共に歩むまちづくりについて
- ・市民活動支援センターなどの協働拠点の整備について
- ・新図書館建設について

○香美市まちづくり委員会設置条例

平成26年12月19日

条例第39号

(設置)

第1条 市民のまちづくりへの参画を促し、協働のまちづくりを推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協働のまちづくりの推進に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域において活動する団体から推薦された者
- (2) 公募による者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会に、第2条第1項の所掌事務を行うため、専門部会を置く。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 会議は、公開とする。

(小委員会)

第7条 委員会に、専門的な事項の調査及び審議を行うため、小委員会を設けることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(最初の委員会の招集)

2 委員が委嘱された後の最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年香美市条例第50号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

○香美市協働のまちづくり条例

令和元年6月27日

条例第4号

私たちの香美市は、平成18年に土佐山田町、香北町及び物部村が合併して誕生した、美しく豊かな自然に育まれたまちである。

本市は、日本三大鍾乳洞の一つである龍河洞、やなせたかし記念館アンパンマンミュージアム及び奥物部山岳地帯など多くの観光資源にも恵まれている。

本市のまちづくりの目標や行動規範として制定された香美市市民憲章の前文には、先人が築き上げた尊い文化や伝統を受け継ぎ、人々が愛と勇気を心に持ち、誰もが幸せを感じられるまちづくりを目指すことが謳われている。

その実現のためには、市民と市が情報を共有し、それぞれの役割を認識するとともに、相互に補完し合いながら協働でまちづくりを進めていく必要がある。

より多くの市民がまちづくりの主役として参画し、その感性や経験がまちづくりに活かされる環境の実現を目指し、ここに香美市協働のまちづくり条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民と市の協働のまちづくりに関し基本的な事項を定めることにより、まちづくり活動への市民の参画を促進し、住民自治の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する人

イ 市内で働く人

ウ 市内で学ぶ人

エ 市内で事業を営む人

オ 市内に土地又は家屋を有する人及び法人その他の団体

カ 市内で活動する人及び法人その他の団体

(2) 市 市長及びその他の執行機関をいう。

(3) 参画 市民が市の政策等の企画立案、実施及び評価に主体的に参加することをいう。

(4) 協働 まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、相互に補完しながら共に行動することをいう。

(5) 地域コミュニティ 居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会をいう。

(基本理念)

第3条 まちづくりは、次に掲げる理念に基づき、協働で行われることを基本とする。

(1) まちづくりは、市民の参画の下で進められなければならない。

(2) まちづくりは、市民と市が情報を共有し、役割と責任を分担しながら進められなければならない。

(3) まちづくりは、市民と市が対等なパートナーとして、相互の立場を尊重しながら進められなければならない。

(市民の権利)

第4条 市民は、市政の情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、まちづくりの当事者として、まちづくりへの積極的な参画と、良好な地域コミュニティの形成に努め、協働のまちづくりに協力するものとする。

2 市民は、参画と協働に当たっては、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、市政運営に当たって、市民の参画の機会を確保するよう努めなければならない。

2 市は、市政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく市民に提供し、市民がまちづくりに参画しやすい環境づくりに努めなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 市民と市は、香美市個人情報保護条例（平成18年香美市条例第14号）に基づき、協働のまちづくりの推進過程で生じる個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(議会の役割)

第8条 議会は、市民の参画する協働のまちづくりが、第3条の基本理念に沿って進められているのかを調査し、必要に応じて、助言しなければならない。

(市民の参画の方法等)

第9条 市は、協働のまちづくりを推進するため、市民の参画の方法等を規定した制度を定めなければならない。

(必要な組織又は機関の設置)

第10条 市は、協働のまちづくりを推進するため、委員会その他の必要と認める組織又は機関を設置しなければならない。

(協働推進計画)

第11条 市は、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、協働推進計画を策定するものとする。

2 市は、協働推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○香美市協働のまちづくり条例施行規則

令和元年6月27日

規則第3-2号

(趣旨)

第1条 この規則は、香美市協働のまちづくり条例(令和元年香美市条例第4号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定める。

(法人その他の団体)

第2条 条例第2条第1号の法人その他の団体は、営利法人のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 自治会等の地域コミュニティ組織
- (2) NPO、農業協同組合、生活協同組合、社会福祉協議会等の公益的法人又は団体
- (3) 大学、高等学校又は幼稚園等の教育・研究機関
- (4) まちづくり活動、ボランティア活動等を主な目的とした地域団体又はサークル
- (5) 政治、宗教又は営利を目的としない公益活動を行う集団

(参画の方法等を規定した制度)

第3条 条例第9条の参画の方法等を規定した制度は、次に掲げるものとする。

(1) 情報共有 市民と市が情報を共有するしくみで、次に掲げるもの

ア 情報公開制度 香美市情報公開条例(平成18年香美市条例第13号)に基づき、市の保有する情報を市民の請求により公開するほか、広報やホームページ等を利用して情報を積極的に提供する制度

イ まちづくり学習支援制度 市民の要請により、市民が主催する集会や学習会等に市職員を派遣して、まちづくり学習を支援する制度

ウ 審議会等会議の公開制度 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関及びこれに準ずる機関の会議を市民に公開する制度

エ 行政連絡会 市が市内全自治会長に対して、市の取組などの報告を行い、情報共有や意見交換を行う会議

(2) 政策・施策策定 市が政策又は施策を策定する過程に市民の参画を促進するしくみで、次に掲げるもの

ア アンケート調査 対象施策等について一定の質問形式で市民の意見を把握する調査

イ パブリック・コメント手続制度 市が基本的な方針若しくは計画を策定し、又は条例若しくは規則の制定等を行う際に、市民の意見を広く募集し、これらに反映する制度

ウ 市民懇談会 市が主要な計画又は施策・事業を策定する際に、市民に内容の説明や情報提供を行い、市民の意見を広く聴き、当該計画又は施策・事業に反映する制度

エ 審議会等委員公募制度 市が第1号ウに規定する会議の委員を任命する際に、構成委員の一部又は全部を広く市民から募集する制度

オ ワークショップ 市が主要な施策・事業を策定する際に、市民と市が相互に議論等を行うことにより、案を作り上げていく手法

(3) 政策・施策実施 市が実施する事業に市民の参画を促進するしくみで、次に掲げるもの

ア 事業の企画委員会又は実行委員会制度 市の事業に市民の視点を導入することを目的として、市民が主体となった企画委員会又は実行委員会を組織し、事業の企画、運営等を一任する制度

イ 事業サポーター制度 市が実施する事業において、当該事業分野に関心が高い、又は精通している市民が当該事業のスタッフとして実践に関わる制度

ウ 協働のまちづくり登録制度 市民の知識、経験等をまちづくりに活かすことを目的として、人材、団体等を登録する制度

(4) 政策・施策評価 市が施策・事業を評価する段階に市民の参画を促進するしくみで、次に掲げるもの

ア 市民意識調査 市が実施している、又は実施した施策・事業に対して、調査項目を設定し市民から意見を収集し、市民の意識の傾向を把握・分析して当該施策・事業に反映する制度

イ 行政評価制度 市が実施している、又は実施した施策・事業に対して、市民が評価及びその方向性に関与する制度

(5) 前4号までに掲げるものを除くほか、条例の目的を達成するための参画のしくみで、市長が必要と認めたもの

2 市長は、市が実施する施策・事業について、協働による取組が必要であると判断したときは、前項各号に掲げる参画のしくみから当該施策・事業に適切なものを選択して実施するものとする。

(必要な組織又は機関の設置)

第4条 条例第10条の委員会その他の必要と認める組織又は機関は、次に掲げるものとする。

(1) まちづくり委員会 市民で構成する協働推進組織で、市民のまちづくりへの参画を促し、協働のまちづくりを推進することを目的として設置されるもの

(2) 協働推進本部 市職員で構成する協働推進組織で、前号の組織を支援するとともに、条例第9条の参画の方法等を規定した制度の策定、協働関連の施策・事業の推進のほか、協働全般について各課の調整及び組織的な検討を行うことを目的として設置されるもの

(3) その他市長が必要と認める組織又は機関

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。